

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成28年10月5日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 バロー大津茶が崎ショッピングセンター 大津市茶が崎字小麦尻1番2の一部ほか4筆
- 2 意見の概要 大津市からの意見
 - (1) 災害時において駐車場を地域避難場所として使用するなど、地域からの協力要請があった場合は十分に配慮いただきたい。
 - (2) 地元の学区自治連合会長および自治会長に事業内容を説明するとともに、当該自治会の活動に関する要望があれば協力をお願いしたい。
 - (3) 青少年の健全育成の見地から、具体的な防犯対策を講ずること。また、地域住民や関係団体が行う青少年の健全育成に向けた諸活動に対しては、事業者の責務として積極的に協力されたい。
 - (4) 工事等に伴う騒音、振動および粉じんの発生防止ならびに汚濁水の流出防止についての措置を具体的に示し、十分な対策を講ずること。
 - (5) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）および大津市生活環境の保全と増進に関する条例（平成10年大津市条例第27号）に規定する特定建設作業を行う場合は、各法令等に定める期日までに特定建設作業実施届出書を届出すること。
 - (6) 土壌汚染を未然に防止するため、造成に用いる土砂は有害物質等による汚染のない良質土を用いること。
 - (7) 当該事業において3,000平方メートル以上の盛土、切土等の土地の形質の変更を行う場合は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第4条に基づく届出が必要となるため、事前に大津市環境部環境政策課と協議し、必要に応じて、形質の変更等の着手の30日前までに届出すること。
 - (8) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）における大規模小売店舗の新設の建設事業で、その建築物の床面積の合計が5,000平方メートル以上または店舗の床面積の合計が3,000平方メートル以上のものについては、大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則（平成11年大津市規則第64号）第32条の2に規定する大規模建設等事業に該当するので大津市環境部環境政策課と協議すること。
 - (9) 設置される施設および機器によっては、騒音規制法（昭和43年法律第98号）等の環境法令に定める特定施設等に該当することがあるため、事前に大津市環境部環境政策課と協議を行い、必要に応じて、各該当法令に定める期日までに届出書を届出すること。
 - (10) 当該店舗から排出される事業系一般廃棄物については、家庭用ごみの集積所への排出は厳に慎み、許可業者に委託するなど適正に処理すること。特に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物については安全かつ適正に処理すること。
 - (11) ごみの減量化、再資源化に努めること。
 - (12) 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成6年大津市条例第17号）第30条に基づく保管庫を設置すること。また、新設ごみ集積所に隣接する土地所有者に土地利用計画を十分に説明し、理解を得ること。
 - (13) 一般廃棄物と産業廃棄物を明確に区分して保管すること。また、一般廃棄物については、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則（平成6年大津市規則第45号）第16条の保管基準を順守すること。
 - (14) 既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻やがれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。
 - (15) 当該店舗が営業開始され次第、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成6年大津市条例第17号）第16条の3に定めるところにより、事業系廃棄物管理責任者を選任するとともに、同条例第16条の4に定めるところにより事業系廃棄物減量等計画書を毎年提出すること。
 - (16) 店舗敷地に都市計画施設（都市計画道路3・3・22号浜大津堅田線）が計画決定されていることから、必要に応じて都市計画施設の明示申請を行うこと。なお、都市計画施設の区域内に建築物を建築するときは都市計画法（昭和43年法律第100号）第53条による建築の許可を得ること。
 - (17) 景観法（平成16年法律第110号）に基づく届出について、事前に届出のあった内容から変更のある場合は行為変更届を行うこと。
 - (18) 当該地で広告物を掲出する際には、掲出する広告物の種類や大きさ、内容等によって許可が必要となるため、事前に大津市都市計画部都市計画課と協議を行い、必要に応じて許可を得ること。
 - (19) 当該店舗の駐車場について、駐車料金を徴収する場合は内容により駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条による届出を行う必要があるため、大津市都市計画部都市計画課と協議すること。
 - (20) 建築基準法（昭和25年法律第201号）による床面積が3,000平方メートルを超える小売店舗については、大津市建築基準条例（平成12年大津市条例第11号）の規定に基づき、2以上の道路への接道が必要なため留意すること。
 - (21) 現計画では都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為には該当しないものと判断されるが、計

画の変更がある場合は、同法に基づく許可を要する場合がありますので事前に大津市都市計画部開発調整課と協議すること。

- (22) 駐車場の出入口付近には視認性向上のため、視界を遮る構造物や密な植栽を設置しないこと。また、周辺道路の通行車両や歩行者への安全対策として出庫を知らせる回転灯やブザーの設置を検討すること。
- (23) 駐車場の混雑等による影響で周辺道路が渋滞しないよう、混雑時には駐車場誘導員の配置等を検討すること。
- (24) 工事に伴う濁水等が隣接する普通河川等に影響を及ぼさないよう配慮すること。
- (25) 当該申請地周辺の道路は長等小学校および皇子山中学校の校区に該当することから、児童および生徒の登下校時における工事用車両等の通行について交通誘導員を配置するなど十分な安全対策を講ずるとともに、該当校へ事前説明されたい。なお、工事に伴い発生した問題は事業者において解決されたい。
- (26) 工事中や店舗営業時に危険物を貯蔵または取扱う場合は消防関係法令を順守すること。
- (27) 当該開発に伴う消防水利として大津市消防施設等設置基準に基づき、消火栓（接続配水管口径 75 ミリメートル以上）を 1 基および原則、私設となる耐震性貯水槽（40 立方メートル以上）1 基を事業区域内に設置し、水利から 5 m 以内に消防水利標識を設置すること。なお、詳細については大津市消防局警防課と協議すること。
- (28) 耐震性貯水槽設置後に内部検査、水張り検査および完成検査を受けること。
- (29) 消防車両の水利部署に障害となる一般車駐車を設けないこと。
- (30) 消防車両進入路に通行障害となるアーチおよび門等を設けないこと。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町 3 - 1

(2) 縦覧期間 平成 28 年 10 月 5 日から平成 28 年 11 月 7 日まで